

滋賀県行政経営方針(原案)に対して提出された意見・情報と それらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成26年10月21日から11月20日までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱に基づき、「滋賀県行政経営方針(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、15名・団体(市町を含む。)の方から、49件の意見・情報が寄せられました。(なお、県内市町に対しては文書による意見照会を行いました。)

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
はじめに	2
第1章 これまでの行財政改革の取組と成果	6
第2章 県行政を取り巻く現状と課題	6
第3章 行政経営の基本的な考え方	10
第4章 推進方策	19
その他(全体)	6
意見・情報 総数	49

3 滋賀県行政経営方針(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
はじめに			
1	前文	住民に最も身近な市町との連携を一層推進するとの認識でおられることから、積極的な市町支援を行う旨の文言を入れられたい。 県財政収支も回復されたことから、これまで圧縮された市町向け補助金等の回復をお願いしたい。	県と市町が地域の課題を共有し、具体的な施策に取り組む中で市町への支援を行っていきます。 なお、県財政は、危機的な状況から一定程度の改善が見られるものの、今後も財源不足が見込まれるなど決して楽観できる状況にはなく、引き続き、財政健全化の取組を進めることとしています。
2	前文	なぜ「行政経営」なのかという説明を冒頭で行うべきではないか。	ご意見を踏まえ、第3章「1 方針の位置づけ」を以下のとおり修正します。 【修正前】 この方針は、平成27年度からスタートする「滋賀県基本構想」の実現を下支えし、施策の着実な推進を図る上で必要となる、県民をはじめとする多様な主体との対話や協働、効率的・効果的な組織運営、職員の意識改革や能力の向上、持続可能な財政基盤の確立など、滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組を定めるものです。 【修正後】 この方針は、平成27年度からスタートする「滋賀県基本構想」の着実な推進を人材や組織、財政などの行財政面から下支えするため、滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組方を定めるものです。 これまでの行財政改革の取組だけでなく、経営的な視点のもとで、滋賀県庁が有する資源の有効活用を積極的に図っていくことを目指し、行政経営方針として策定します。
第1章 これまでの行財政改革の取組と成果			
3	1	取組や成果について、図式で、地域毎に、内訳や分野別に具体例を示した方がわかりやすい。	今年度中に策定する「実施計画」の中で、これまでの成果や今後の取組内容をできるだけわかりやすくお示ししたいと考えています。
4	1	「選択と集中」や「小さな政府」を目指してきた行政運営の基本姿勢を転換し、県民の暮らしを支える県政の役割を積極的に拡大し県民の期待に応えることを求める。	これまで、危機的な財政状況の中で、県民サービスへの影響にも十分留意しながら、行財政改革の取組を進めてきたところです。 引き続き、県民の期待に応え、より一層のサービス向上を図るための改革に不断に取り組むとともに、県民との対話と共感、協働を基本に、県の経営資源を最大限活かした行政経営に取り組むことにより、県民主役の県政の実現を目指してまいります。
1 行政改革			
5	1	「行政改革」とは、業務や人員をカットすることではなく、どうやってより良い成果を上げるかという作戦をマネジメントすることであるという捉え方を共有し、前面に出されたい。	ご意見にあるように、行政改革は、成果を挙げるための手段であり、目的は、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」の実現と、直面する行政課題の解決を図っていくことにあります。 「経営方針」に掲げる3つの方針と4つのマネジメントにより、効果的に取組を推進するとともに、適切な進行管理を通じて、効果の検証および必要な見直しを行っていきたいと考えています。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
6	2	関西広域連合への参加はとりやめるべき。	県だけで解決することが難しい広域的課題等に対応するため、引き続き、関西広域連合の効果的な活用を図ることとしています。
2 財政構造改革			
7	4	労使交渉による賃金・労働条件決定の原則を明記すべき。	職員の給与については、経営方針3(1)⑨に記載しているとおり、人事委員会勧告を基本にするものと考えています。
8	4	3段落目の「これらの取組により」以下は、財政構造改革の中身の記述であり、結果は、5段落目の「こうした計画的な取組により」以下にまとめて書かれているので、冒頭の表現は削除した方がよい。	3段落目は、2段落目に記述している財源不足に対して、具体的にどのような対策を講じてきたかを説明しています。 一方、5段落目は、財源不足への対応に加え、持続可能性の高い財政基盤の確立に向けた取組により、県の財政状況がどのように改善したかを記述したものであり、原案のとおりとします。
第2章 県行政を取り巻く現状と課題			
1 複雑化する行政課題や多様な行政ニーズへの的確な対応			
9	6	例えば、市町との連携の強化・発展や、NPOや企業等との連携・協働を一層推進するために、何が課題であり、何を必要と考えているのか、明らかにしてほしい。	今年度中に策定する「実施計画」の中で、取組項目ごとに現状および課題、課題解決に向けた具体的な取組方策等を整理することとしています。
2 地方分権改革への対応			
10	7	道州制は地方自治の破壊であり明確に反対すべき。	第2章の「県行政を取り巻く現状と課題」に記載しているとおり、県民生活や本県の行政運営に大きな影響が及ぶ道州制については、国民的議論が十分とは言えず、国等における今後の議論を注視していく必要があると考えています。
3 質の高い県民サービスを提供できる行政の確立			
11	7	質の高い県民サービスの提供には、人員・執行体制の充実が必要。 民間活力の活用は行政を利益追求の場に変えるもので、県民にプラスではない。	人員・執行体制は、時々の様々な行政課題への対応や、県民ニーズに即応した行政サービスの提供を図るための最適な体制であるとともに、簡素で効率的であることが基本であると考えています。 また、複雑化、多様化する行政ニーズに応えていくためには、民間活力導入により、行政と民間がそれぞれの強みを活かしながら有機的連携を図ることも重要であると考えています。
12	7	人材・組織力の強化のためには、必要な人員の確保を基本とすべき。 女性が力を発揮できる使用者としての条件整備の必要性を記載すべき。	職員数については、業務とのバランスを考慮した適切な定員管理を行う必要があるものと考えています。 女性職員の活躍推進については、現在検討中の「(仮称)女性職員の活躍推進に係る取組方針」に基づいた取組を推進します。
13	8	業務改善、効率化を進める過程では、手段の目的化、数値目標の独り歩き、改善対象と実現方法のつながりが不明確、優先順位づけがあいまいといったことのないよう意識されたい。	ご意見にあるとおり、取組そのものを目的化するのではなく、取組の柱ごとに記載している「県民サービスの面で期待される効果」を県民の皆さんに実感いただけるよう、効果的な推進を図ります。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
14	9	今後の施策展開のはじめに「大規模事業」が挙げられるのはなぜか疑問。「年々増加する社会保障関係費」という表現は、「県民の暮らしを守る社会保障費の関係費」などの表現が適切。 国の税財政への働きかけについては、交付税だけでなく県民の暮らしの視点から、消費税の引き下げと、黒字大企業への課税、グローバル企業への適正課税等を提案すべき。	行政経営方針の期間中に見込まれる大きな財政需要を列挙しているもので、社会保障関係費についても増加が見込まれる状況を記述しています。 税財政に係る国への提案においては、地方税財源の充実強化や本県の財政需要に対応した制度改善等を求めていくこととしています。
第3章 行政経営の基本的な考え方			
15	10	多様な主体との協働へつながるための前段階として、「庁内での対話・共感・連携」を進められたい。	行政課題が多様化、複雑化する中で、部局横断的な取組の重要性が高まっており、次期方針においても、横つなぎの総合行政のさらなる推進を掲げているところです。
3 経営理念			
16	10	「対話・共感・協働で築く～」よりも、「対話と共感、協働で築く～」の方が読みやすく、喋りやすい。	ご意見のとおり修正します。 【修正前】 対話・共感・協働で築く県民主役の県政の実現 【修正後】 対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現
4 経営の基本的な視点			
17	10	「～結果を重視した」との表現は「攻め」の視点とは矛盾するのではないか。	あるべき姿や目標を明確にし、結果として県民サービスの向上につなげられるよう積極的に行動するという意味で、「攻め」の視点に掲げています。
18	10	これからは求められる前に絶えず情報を発信し、絶えず関心を持ってもらう取組が必要ではないか。	ご意見のとおり、県民の皆さんが絶えず県政情報に接することで県政への関心が高まるよう、経営方針1の取組を進めてまいります。
19	11	「県庁力」は抽象的すぎるのではないか。	「県庁力」の前に記述している「人材や組織、施設、情報など県が持つ経営資源全体」を「県庁力」として表現しているものであり、原案のとおりとします。
5 経営方針			
経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働連携			
20	11	行政施策の分野毎や、広報広聴活動に特化したモニターの設置も効果的ではないか。 モニターや各種審議会委員、各事業での取組の際の参加者など能動的な人々との連携、協働も広報戦略としてはどうか。	県政モニター制度は、県民の皆さんのご意見やご提案を組織的・継続的に聴きし、県政運営の参考とさせていただく制度です。モニターの皆さんには県民と県政をつなぐパイプ役として、広報広聴活動に携わっていただいております。 また、県民の皆さんがモニターや各種審議会委員に就任されること、さらには各分野の取組に参加いただくことそのものが、広報広聴活動への貴重な参画の機会でもあり、より連携を深めることが大切と考えます。
経営方針2 地方分権のさらなる推進			
21	11	実際に権限移譲や事務の共同化をどの程度推進できるかが不確実であるため、「権限移譲や事務の共同化を推進し」の表現を「権限移譲や事務の共同化の推進を図り」に変更されたい。	市町との連携を図りながら進めることが重要であり、ご意見のとおり修正します。 【修正前】 権限移譲や事務の共同化を推進し、 【修正後】 権限移譲や事務の共同化の推進を図り、

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
経営方針3 質の高い行政サービスの提供			
22	12	「適正な定員管理」として人員増の必要性を明記すべき。	職員数については、業務とのバランスを考慮した適切な定員管理を行う必要があるものと考えています。
23	12	国体開催に向けた大規模事業を「真に必要な大規模事業」としている印象を受ける。社会保障費は「やむを得ない特定の経費」ではなく、「県民主体の県政」の基本施策であり「今後も拡大が必要となる社会保障費」などの表現が適切。 自主財源の確保策として法人関係の超過課税を提起すべき。	平成36年の国体開催成功に向けて諸準備をしっかりと進めていくことは重要と考えています。 また、社会保障関係費は、法律等において県の負担が義務付けられている場合が多く、県の裁量が小さいことから、「やむを得ない特定の経費」として記載しています。 また、法人住民税については、既に一部の法人に対しては、超過課税を導入しているところです。
24	13	臨時財政対策債も債務であり、あえて、「臨時財政対策債を除く県債残高」と記載する必要があるのか。	臨時財政対策債は、国全体の税収の動向等を踏まえて国において総額や都道府県ごとの発行可能額が定められ、年度ごとに大きく増減する性格のものであり、国に対しては、その縮減を求めているところですが、現行制度においては、臨時財政対策債を発行せずに県民サービスを維持することは困難であり、縮減を図る県債残高の対象から除いています。
第4章 推進方策			
1 経営方針ごとの取組項目			
経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働連携			
25	14	他県よりパブリックコメントを積極的に行っているが、判断材料の公開が不足していると思うので、個人情報等に該当しない公文書等をホームページで公開するよう努力されたい。	ホームページ上で公開可能な公文書はできるだけ公開するよう検討したいと考えていますが、県の公文書は年間約20万件作成され、公開できない個人情報や法人情報等が含まれ、かつ、公文書の種類によりその含まれ方は様々であることから、あらかじめ、それを分類して公表することは困難です。 公文書の件名目録を公表していますので、それを参考に公文書公開請求の手続きをお願いします。
26	14	CMS研修(Webサイトを管理・更新できるシステム研修)を受けた職員の活躍を期待する。	CMS操作研修は、ホームページの運用に必要な知識やウェブアクセシビリティ、ページの作成方法などの習熟を目的に実施しており、平成25年度においては、212人が受講しました。 研修受講者が各所属において、ホームページの運用におけるリーダー的役割を果たすことにより、よりわかりやすいホームページになるよう努めます。
27	14 16	「広報マインド」「広聴マインド」について、カタカナ用語を多用せず、日本語で表現できるものは具体的に記載するのが好ましい。	広報・広聴マインドは、「職員一人ひとりが広報広聴担当であるという意識を持つこと」を表しており、一般的に用いられている表現であることから、原案のとおりとします。
28	17	今後、県において、体系的な協働推進を図るため、推進方策に「協働推進指針および協働推進計画の策定」を追加されたい。	職員の協働に対する取組を喚起し、全庁的な協働の推進につなげていくため、「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定することとしており、その検討過程において、体系的な協働に向けた取組等についても検討したいと考えています。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
29	17	<p>県政の透明化、公募により事業委託を行う制度の設置、県事業の公募提案への予算確保の明記など対話・共感・協働を進める制度を具体的に記してほしい。</p> <p>またその数値目標も記してほしい。</p>	<p>現在、県民や民間団体等の皆さんから協働に関する提案等を受け付ける「提案募集制度」を運用しているところですが、「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定等を通じて、一層の推進を図ってまいりたいと考えています。</p>
30	17	<p>「協働推進ガイドライン」の策定と運用、協働推進セミナーの実施、「一緒にやりましょうプロジェクト」実施の充実に期待する。</p>	<p>これまでから、協働型県政に向けた仕組みづくりを進めてきたところですが、新たに「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定することにより、全庁的に取組の拡大・深化を図っていきたくと考えています。</p>
<p>経営方針2 地方分権のさらなる推進</p>			
31	19	<p>関西広域連合について、県民への行政サービスの観点も含めて、なぜ協議会的な緩やかな組織や一部事務組合ではだめなのか、さらには広域連合の抱える課題を検証した上で今後のあり方について触れるべき。</p>	<p>関西広域連合では、カワウ等の鳥獣対策やドクターヘリの配備、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置など本県の行政課題に関して一定の成果が出ており、引き続き、広域連合の効果的な活用により、県益の確保を図ることとしていることから、原案のとおりとします。</p>
32	20	<p>県と市町との連携にあたっては、「縦の連携(県と市町が上下・主従関係)」ではなく「横の連携(県と市町が対等・協力関係)」となるよう、県庁内全部署及び全出先機関に徹底されたい。</p> <p>特に県単補助事業でありながら、補助事業者に対して県から直接交付することなく市町を経由させる「学校給食野菜供給拡大事業費補助金」等のような事業手法は即刻廃止されたい。</p>	<p>県と市町は、施策や事業等の内容に応じて連携や役割を分担し、効果的な事業実施に努めていくことが重要と考えており、徹底してまいります。</p> <p>なお、ご指摘の補助事業につきましては、市町の園芸振興や食育推進の施策と密接に関連しており、県直執行とすると、市町において事業の実施状況、ニーズが把握されなくなる等の課題があり、現在の事業手法となっているものでありますので、ご理解願います。</p>
33	20	<p>『市町が主体的に取り組んでいる政策や施策、個別事業について、国や県の目指すべき方向性(計画)や政策、施策に合致しているもの、或いは、先駆的、先進的であるものや希少(ニッチ)なものにおいて、広域的効果や起爆的効果、将来にわたる永続的効果などが見込めるようなものなどに対しては、国内の地域間競争を県域で戦い抜くという共同臨戦態勢(牽引や下支え、共同、連携など)を整えるために、積極的関与を求めるとともに組織体制や財政支援の構築などを実施していく』といった記述を追加されたい。</p>	<p>人口減少社会への対応等市町との連携を図り施策を推進していくことはご意見のとおりと考えています。個々の施策に取り組む中で検討してまいります。</p>
34	20	<p>「また、市町への権限移譲等により、より住民に近いところでサービスが提供され、県民の利便性向上につながります。」を、「また、市町への権限移譲や事務の共同化の推進等により、県民の利便性向上や、県と市町との適正な役割分担につながります。」に修正されたい。</p>	<p>県民サービスについて記載している項目ですので、ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 また、市町への権限移譲等により、より住民に近いところでサービスが提供され、県民の利便性向上につながります。</p> <p>【修正後】 また、市町への権限移譲や事務の共同化の推進等により、県民の利便性向上につながります。</p>

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
35	20	「権限移譲や事務の共同化については、国の「提案募集方式」や「手挙げ方式」などを参考に、県・市町双方からの提案をさらに発展させる仕組みを検討する。」とは、現在県で進めている「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」について新たなルールを構築するということなのか。	県から市町への権限移譲の検討に当たっては市町の意向を十分踏まえて行うこととしており、新たなルールを構築する場合も十分に意見交換しながら検討していきたいと考えています。
36	20	「市町との連携」を「市町との連携・補完」に改めてはどうか。	第30次地方制度調査会で指摘されているように、人口減少等の課題に直面し、基礎自治体間の広域連携だけによる解決が難しい場合など、地域の実情に応じて県が柔軟にその役割を果たすことも必要だと考えており、「市町との連携」にその趣旨を含んでいます。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
37	20	複数市町にまたがる広域的課題についても積極的な対応をされたい。	広域の地方公共団体として県の役割を果たせるよう市町と連携して対応していきます。
経営方針3 質の高い行政サービスの提供			
38	21	「人材や組織の力」について、畳の問題が抜けており、必要な人員の確保を基本とすべき。 人事評価制度については労使の合意を前提とする記載にすべき。 給与管理については、労使交渉による自主的な決定を基本とすべき。	職員数については、業務とのバランスを考慮した適切な定員管理を行う必要があるものと考えています。 人事評価については、今般の地方公務員法改正の趣旨に則り実施できるよう制度設計を進めているところです。 職員の給与については、人事委員会勧告を基本にすべきと考えています。
39	21	職員の短期間での異動はマイナスに働く。引き継ぐ場合もそれまでの取組の成果が活かせるような展開を図られたい。	一定サイクルでの人事異動は、適材適所の人材配置を図る上で必要であると考えます。異動に当たっては、積み上げてきた取組や成果、県民の皆さんとの関係性等を職員間でしっかり引き継ぐとともに、組織としても共有し、円滑かつ効果的な行政運営につなげていきたいと考えています。
40	21	部局横断連携の取組の進捗、実効性についてどの部署が、どのような体制で統括、管理をしていくのか、体制の見える化が必要。	現行の基本構想では、8つの未来戦略プロジェクトごとにプロジェクト総括者を決め、31の成果指標や実施計画における事業目標について、年度ごとの進捗状況を取りまとめ、その評価を行った上で、部局連携により翌年度の施策構築につなげているところです。引き続き、こうした取組により、見える化を図っていきたいと考えています。
41	22	人事評価制度の構築時期について、具体的な時期を示されたい。	平成28年度の実施に向けて、すでに取り組みされている国や他の都道府県の例を参考に制度設計を進めているところです。 今後、実施計画の中でスケジュール等について定める予定です。
42	22	滋賀県は一般行政部門の職員数が都道府県の中で3番目に少なく、財政健全化のため職員を減らしたことは承知しているが、長い目で見て県庁の力というものを保つには職員数を他の都道府県と足並みを揃えるということも必要ではないか。 給与削減も含め、地方の仕事としての魅力が弱まり、若者が地方から出て行ってしまうことが問題ではないのか。	ご指摘のとおり、職員数については、これまでの行政改革の取組によりスリムな体制となっているものです。こうした中においても、行政経営方針に基づき、職員の意識改革や職員の意欲と能力を高めるための人材育成を推進し、より質の高い行政サービスの提供につなげていきたいと考えています。 また、職員の給与については、人事委員会勧告を基本に、適正に管理を行います。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
43	22	各市町への助言を行うべき立場にある県として、真に適正な職員給与の管理と必要な見直しを実施されたい。 県が地域手当を一律支給することについては、適正な職員の給与管理を行うものとは言えないと考える。	本県人事委員会から平成26年10月に出された「職員の給与等に関する報告および勧告」の中で、「地域手当については、基本的には国に準じた制度とする必要があるが、県内に勤務する職員の支給割合については、本県の実情を踏まえ、これまでと同様、県内一律の支給割合とし、7.5%に引き上げることが適当」とされています。 人事委員会の勧告を尊重することが適正な給与管理の一環と考えます。
その他、全体			
44	全体	「滋賀県行政経営方針」を守らない職員の処罰規定をつくり、本気で職員が対話・共感・協働で築く県民主役の県政の実現を目指すような方針とすべき。	職員に対しては、今年度中に策定する「実施計画」も含めて、機会をとらえて、内容の周知や取組の徹底を図っていきたいと考えています。
45	全体	愛知県や岡山県等で見られるような、県内の地域課題をネットで共有する課題共有サイトを県民提案で作ることが重要である。	経営理念の「対話と共感、協働で築く県民主役の県政」の実現を図るためには、県民の皆さんと地域課題や行政課題を共有することが重要であると考えます。 今後、ご意見にあるような仕組みや、他の自治体における先進的な取組事例等も参考にしながら、具体的な取組を検討していきたいと考えています。
46	全体	この行政経営方針自体を職員の対話・共感・協働のモデルケースにし、新しいことにチャレンジする職員を褒賞し、不作為を決め込む職員を叱責する人事制度が大切である。 また、常に対話・共感・協働を築く行動を県庁職員が必ず取らなければならないように人事制度的に義務化し、インターネットを通じてまわりから見える化すべき。	経営の基本的な視点の「前向き」の視点に、前例踏襲ではなく、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら、目標や使命の達成に向けて、スピード感、グローバルな視点を持って、果敢に取り組む行政経営を掲げているところです。 今後、県庁全体でこうした視点がしっかり実践されるよう、この方針の内容の周知・徹底を図るとともに、職員の意識改革等の取組を進めていきたいと考えています。
47	全体	セミナー等のアンケートの内容等のデータは、今後の連携・協働を進めるにあたって大切な情報なので、個人情報保護が過剰にならないようより有効に使えるようにされたい。	セミナー等は、県民の皆さんと対話を図る貴重な場であり、得られたご意見を県政運営に活かしていくことは、「対話と共感、協働で築く県民主役の県政」を進める上で、重要な視点であると考えます。 個人情報保護に留意しながら、今後、どのような有効活用が可能か検討します。
48	全体	滋賀県は、他県と比較し恵まれている点が多く、そうした強みを生かすような、積極的な経営方針を持つべき。	現在策定作業中の新しい基本構想においては、県政の課題や本県の強みを踏まえた上で、県としての基本理念や目指すべき姿、それらを実現するための重点政策等を掲げているところです。 また、「攻め」の視点の中で「滋賀ならではの」「滋賀から」「滋賀のために」を実現する行政経営を目指すこととしています。
49	全体	市町との連携の推進については、県としての政策を考えるときは、まず市町から意見等を聞いてから検討に着手するというようなことも書き込むべき。	経営方針2(3)①の「地域の実情をしっかりと踏まえ」、「県と市町が共有する課題」の記述は、あらかじめ市町の意見等をしっかりと聞き市町と共通の認識をもって県の施策を推進することを意図したもので、ご意見の趣旨に沿うものと考えております。このため、原案のとおりとしますが、いただいたご意見を踏まえ、今後の行政経営にあたります。